

野立て案内図板設置許可基準の概要

ページ	基準の項目	特別規制地域における 基準の概要	後退距離規制適用地域における 基準の概要
5	1 案内図板の定義	事業所、営業所、作業場等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。	
8	2 距離	案内図板の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは10km以内。	
10	3 相互間距離	案内図板の相互間距離は、左右方向に50cm以上かつ前後方向に5m以上。	
13	4 高さ	案内図板の高さは地上5m以下。	
14	5 面積	案内図板の表示面積は、片面3㎡以内の表示が原則。ただし、表側と同じ形のをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。	案内図板の表示面積は、片面5㎡以内の表示が原則。ただし、表側と同じ形のをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。
17	6 地図矢印の表示	事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示。	
19	7 案内表示の面積	案内表示を記載するスペースは板面の表示面積の3分の1以上。このスペースには、その他の文字、写真又は絵を記載してはならない。	
24	8 写真・イラストの使用	写真、絵（イラスト、商標等）の面積は、表示面積全体の3分の1以下。なお、写真やイラストに重ねて、文字、地図、矢印を表示してはならない。	
28	9 地の色彩	地の色彩は、明度3以上かつ彩度8以下。	
32	10 電飾設備の使用	動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）は使用できない。	
33	11 建築物等の利用	建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置できない。	規則別表第2「建築物を利用するもの・工作物等を利用するもの」の基準適用
34	12 協同看板	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は10㎡以内。 ・1者当たりの表示面積は2㎡以内。 ・ただし、表側と同じ形のをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能とする。その場合、裏側も5以上の者の協同看板であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は15㎡以内。 ・1者当たりの表示面積は3㎡以内。 ・ただし、表側と同じ形のをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能とする。その場合、裏側も5以上の者の協同看板であること。

・後退距離規制適用地域については、37ページを御覧ください。

・本手引きは、野立て案内図板の設置許可基準を説明したものです。電柱広告については、別途、静岡県屋外広告物条例施行規則及び「静岡県特別規制地域における電柱広告掲出ガイドライン」（（公社）静岡県屋外広告協会 電柱広告部会）を御確認ください。

野立て案内図板設置許可基準の改正の概要

静岡県では、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害を防止するため、静岡県屋外広告物条例及び同条例施行規則により、屋外広告物の表示・設置について必要な規制を定めています。

このたび、特に良好な景観の形成を図る必要がある特別規制地域における野立ての案内図板の設置許可基準を改正し、10月1日から施行することとしました。

基準の改正により、板面の表示内容や色彩、看板の設置場所等に制限が加わります。

なお、既存不適格となる広告物については、3年間の経過措置期間を設け、この期間中に基準に適合したものにさせていただきます。

●改正の内容

		事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示
		案内図板の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km以内
		案内図板の高さは地上5m以下、表示面積は片面3㎡以内。ただし、表側と同じ形のものぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。
地の色彩は、マンセル表色系で彩度8以下かつ明度3以上	写真、絵の面積は板面の表示面積の3分の1以下とし、文字、地図、矢印と重ねない	案内表示（事業所等の名称を除く。）の面積は板面の表示面積の3分の1以上とし、この部分には、その他の文字、写真、絵を記載してはならない
		案内図板の相互間距離は、左右方向に0.5m以上、前後方向に5m以上
		動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く）を使用できない
		建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置できない

●詳細は、静岡県ホームページ(<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-510/annaizuban-kijun.html>)又は「静岡県 案内図板」で検索)を御覧ください。